

# 令和6年度越境EC参入支援事業 出品者募集要項

## 1 事業案内

公益財団法人奈良県地域産業振興センター（以下「当センター」という。）は、県内中小企業者等が、越境 EC 専門家による出品代行支援を受けながら、自社製品の越境 EC を活用した海外販路拡大の取り組みを支援します。

これらの取り組みにより奈良県の優れた技術や製品を海外に PR することで、海外販路拡大を促進するとともに、県内中小企業者等の国際競争力の強化を目指します。この機会に海外ビジネスへ挑戦したいという企業を募集いたします。

なお、本事業は、運営事業者・ジェイクラブ株式会社〔当センター 令和6年度越境 EC 参入支援事業業務委託事業者〕（以下、「ジェイクラブ」という。）が行います。

## 2 本事業の概要

本事業は、ジェイクラブの運営により、越境 EC モール出品代行支援、越境 EC 専門家によるフォローアップ支援の提供を行うものです。

### 募集対象商品

- ・募集数：5者程度（原則、1者5商品まで）
- ・対象商品：県内企業の自社製品

※出品が可能な事業者につきましては4「応募要件」をご確認ください。

出品対象商品	出品者が企画・販売する自社製品（製造のみ外部委託も可）
	（例）工業製品、日用雑貨、アウトドア用品、食品、伝統工芸品、ファッション、ホビー、美容・コスメ、電子機器、文房具、アクセサリ、楽器類、ベビー用品等 ※食品は、賞味期限が3か月未満のものは対象外になる可能性があります。

### ※取り扱いができない商品

- ・医薬品、医療機器
- ・動植物、土壌
- ・効果等に具体的な根拠のない商品
- ・公序良俗に反する商品
- ・不正な手段で取得した商品
- ・著作権や商標権などの他人の権利を侵害する商品
- ・日本を含め各国の法令に違反しているか、その可能性がある商品
- ・国際条約や協定で輸出入が禁止されている商品

- ・その他、当センターまたはジェイクラブが不適当と判断した商品

### 3 当該事業における支援内容について

下記の越境 EC モール内において、商品の出品や販売に係る事務を代行します。越境 EC を利用しての販売が未経験の方でもジェイクラブが出品を支援します。

#### (1) 出品代行について

ア 出品する越境 EC モール

【基本の出品先】 j-Grab Mall

【連携先】 eBay.com

イ 出品期間（準備期間を含む）は令和 6（2024）年 9 月（順次）から令和 7（2025）年 2 月までを予定しています。

ウ サイト内の表示言語は英語表記とします。（※翻訳対応については、原則、ジェイクラブが対応致します。）

#### (2) プロモーション支援について

クリスマスなど季節催事に併せた割引キャンペーンや SNS 等を活用したプロモーション支援を受けることができます。

#### (3) 越境 EC 専門家による支援について

ア 出品商品に関するアドバイスや顧客からの問い合わせ対応等について、越境 EC 専門家による助言を行います。

イ 出品開始後の一定期間経過後、出品者に対し、販売状況の報告及び出品サイトのアクセス分析結果等のフィードバックし、販売戦略コンサルティングを行います。

ウ 出品期間終了後、フォローアップ会を開催し、越境 EC 専門家による出品実績のフィードバックを行うとともに今後の方針等について助言を行います。

#### (4) 管理運営・販売方法について

ア 販売形式は、委託販売形式とします。

イ 委託販売に必要な取り決め事項について、出品者はジェイクラブと委託販売契約を締結していただきます。

ウ 購入者や購入希望者からの基本的な問い合わせ窓口対応をジェイクラブが代行します。ただし、答えられない質問や交渉が入った場合には速やかに返信できるようご協力ください。

エ 越境 EC モールから注文が入った際、出品者に対して受注があった旨をジェイクラブから通知するので、受注品を国内指定倉庫まで速やかに（当日または翌日）発送してください。

オ 国内指定倉庫までの商品発送、及び掲載期間終了後の倉庫から出品者までの返送、返品、国内倉庫に発送した時点で欠損等があった際の交換費用等に係わる費用は出品者負担とします。

- カ 販売する商品は、発送する国・地域に則した法令を遵守するほか、税関・検疫手続き、その他発送や通関に必要な手続きで、成分表など指定された情報が必要になった際、速やかに協力してください。
- キ 注文が入った際、出品者が発送した商品について、指定物流会社が国際配送に適した梱包、インボイス作成、伝票作成の貼付を行い、購入者に配送処理を行います。
- ク 販売成約できた商品は、出品者とジェイGrabとの委託販売契約に基づき、出品者の国内の金融機関口座に送金されます。

(5) 費用負担について

出品者にご負担いただく費用は、以下の表のとおりです。

出品事業者負担金	10万円
輸送料	国内指定倉庫までの輸送料

※上記費用の支払いについて

- ・出品事業者負担金は、当センターに支払っていただきます。
- ・輸送料（※国内指定倉庫まで）は、各事業者様にご負担いただきます。

【参考】出品する越境 EC モールについて

グローバル市場対応越境 EC モール掲載サイト：[j-Grab.com](http://j-Grab.com)

【j-Grab Mall の概要】（設立：2022年）

日本ブランドを「オンライン」x「ショールームストア」で世界に販売。

j-Grab.com は、日本から世界に商品を販売できる越境 EC モールで、世界の主要 EC モールとなる eBay に接続するためのハブとなる越境 EC モールです。オンラインでの出品・販売とあわせて、海外の実店舗に商品を展示し、QR コードで購入できる「ショールームストア販売」も実施することで、日本の事業者の海外進出、販路拡大を支援しています。

海外 PL 保険が付いているため、日本企業による運営で、しかも安心して海外販売に取り組んでいただけます。

欧米・グローバル市場対応 EC モール 掲載予定サイト：[eBay.com](http://eBay.com)

【eBay の概要】（設立：1995年）

年間取引高：10兆円以上(2022年3月時点) eBay.com は欧米豪、台湾（露天）、東南アジアなど世界約 200ヶ国に越境 EC 販売できる世界最大級のグローバル EC モールです。取引の共通語は英語で日本の商品に興味を持つ世界中の購入者が集まってきます。

#### 4 応募要件

出品事業者は、次の各号のいずれにも該当する者としてします。ただし、当センターが出品事業者として適当ではないと認める場合は、この限りではありません。

- (1) 奈良県内に登記簿上の本店又は支店を有する中小企業者等（以下の表に該当する者）であり、大企業が実質的に経営に参画※していないこと。

##### 【中小企業者等について】

中小企業者等とは、次の（ア）、（イ）及び（ウ）のいずれかに該当する者をいう。

（ア）以下の表に該当する者

区分	業種	資本金・常時使用する従業員数
会社または個人	製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
	卸売業	1億円以下又は100人以下
	サービス業	5,000万円以下又は100人以下
	小売業	5,000万円以下又は50人以下
組合関連	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会等	

（イ）中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合に該当する者

（ウ）みなし大企業とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ・発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を、同一の大企業が所有している者
- ・発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を、大企業が所有している者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

(2) 応募する商品を自ら企画・製造（製造のみ外部委託も可）し、自社商品として販売していること（商品、パッケージ、マニュアル等に販売元として、自社名が表示されていること）。

(3) 越境 EC に適した消費者向けの商品を有していること。

(4) 応募する商品について、他社の権利を侵害するものではないこと。

(5) 特設サイトにおける掲載内容に関して、当センターは責任を負わず、必ずジェイグラフとの間で協議のうえ各社出品ページの公開・改修等を行うことを了承すること。

(6) 「越境 EC 出品事業 越境 EC 特設サイト出品等に関する規約\*」に同意いただけること。（\*8 ページ以降を参照下さい）

(7) 「奈良県暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でないとは判断されるものではないこと。

(8) 当センターが実施した「輸出初心者に向けた海外輸出セミナー」を受講していること。

## 5 応募方法

### (1) 出品申込の申請

以下の入力フォームより、出品申込の申請をしてください。

【申請フォーム】

[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdcje7xd38s55n5lpEISypQBCV6Ih4CL10KaxHbfA\\_z2qjgTw/viewform](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdcje7xd38s55n5lpEISypQBCV6Ih4CL10KaxHbfA_z2qjgTw/viewform)



※当センターが実施した「輸出初心者に向けた海外輸出セミナー」を受講していただいた参加者の中から5事業者を選抜いたします。受講できない場合は、(4)のお問い合わせ先にご連絡をお願いします。

### (2) 受付期間

令和6年7月26日(金)～8月7日(水) 17時まで(必着)

### (3) 1企業あたりの応募可能な商品は、5商品が上限(セット商品は1商品とみなす)となります。

1商品につき、カラー、サイズ等のバリエーションは10パターン(SKU)までとします。

(1商品あたり10SKU※を上限) ※SKU=Stock Keeping Unit

(SKUの数え方)色が白/黒/灰、サイズがS/M/Lの商品であれば、合計で9SKU

### (4) お問い合わせ先

ジェイGrab株式会社 [令和6年度越境EC参入支援事業業務委託事業者]

E-mail: nara@j-grab.co.jp

## 6 出品者の選考

### (1) 出品者の選考

応募いただいた企業情報、商品情報をもとに書面審査(一次審査)を実施します。応募者多数の場合、書類審査の合格者に対して、二次審査として外部専門家(アドバイザー)とのオンライン面談を令和6年8月23日(金)に実施する予定です。

なお、二次審査に当たり、事前にヒアリング又は申請フォームで提出いただいた書類以外の書類の提出を出品申込者に求める場合があります。

ア 越境EC専門家による評価の視点

- (ア)独創的で個性的な商品であるか
- (イ)越境 EC を利用する消費者に対し興味を引く商品であるか
- (ウ)越境 EC モールに適した商品であるか
- (エ)越境 EC を活用した商品販売に関する社内体制（ホームページや SNS の運用、担当者の配置等）が整っているか
- (オ)安全に使用できる商品であるか

イ 審査結果は運営事業者から E-mail で通知します。審査結果に関する個別のお問い合わせにはお答えいたしかねますのでご了承ください。

### (3) 選考後の流れ

#### ア 委託販売契約の締結

出品者として選考された企業は、ジェイクラブと個別面談を行い、出品条件（商品の準備状況、商品説明の内容、成分や含有量の確認、卸値と海外販売価格、輸送方法、成約時の国内配送方法、JAN コードまたは独自コードシールの貼り付け、商品破損時や返品・返金となった際の対応方法など）について合意の上、ジェイクラブと委託販売契約を締結していただきます。

#### イ 商品情報の登録

ジェイクラブが提示した所定の様式を基に、商品説明の詳細を記載するエントリーシートを日本語で作成します。サイトに掲載するための翻訳についてはジェイクラブが行います。

なお、英語での翻訳文やカタログを既に用意されている企業はそちらを利用することも構いませんが、より販売効果の高い英文や翻訳が考えられる場合は、ジェイクラブまたは当センターからご相談させていただく場合があります。

また、越境 EC モールへの掲載は、ジェイクラブが出品者から提出された商品情報等を基に、商品カタログを作成し翻訳を行った後に掲載して商品の出品を開始します。出品された商品は適宜プロモーション、販促活動を実施します。

ウ 越境 EC について理解を深めるためにも本事業実施期間中に開催されるフォローアップ会等に積極的にご参加ください。

## 7 事業スケジュール（予定）

7月11日（木）～7月23日（火）	輸出初心者に向けた海外輸出セミナー申込受付期間
7月25日（木）	輸出初心者に向けた海外輸出セミナーの実施
7月26日（金）～8月7日（水）	出品申込受付期間
8月9日（金）～1週間以内（目安）	書面審査（応募者多数の場合、一次審査）結果の通知
8月23日（金）	（応募者多数の場合）越境 EC 専門家によるオンライン面談
面談後～1週間以内（目安）	（応募者多数の場合）オンライン審査（二次審査）結果の通知
9月～2月	越境 EC モール出品代行支援による出品（準備含む） ※出品開始後一定期間経過後に出品者へのフィードバックを実施
11月頃	販売戦略策定コンサルティングの実施
令和7（2025）年3月頃	越境 EC 専門家によるフォローアップ会

## 8 その他

- （1）申請内容に不備や、疑義がある場合など、再申請・追加提出を求めることがあります。
- （2）円滑な事業運営のため、申請いただいた情報や、必要に応じてご提供いただく情報は、ジェイクラブの本事業における提携企業に提供します。また、当センターは、施策及びこれに関連する各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

## 令和6年度越境 EC 参入支援事業出品募集要項等に関する規約

### 1 基本条件

- (1) お申込の時点で「令和6年度越境 EC 参入支援事業 出品募集要項」及び本規約の内容について遵守することに同意したものとします。
- (2) 出品者は、商品の申請内容のうち、商品の特徴や企業PR等に関する内容について、公益財団法人奈良県地域産業振興センター（以下「当センター」という。）及び運営事業者・ジェイクラブ株式会社〔当センター 令和6年度越境 EC 参入支援事業業務委託事業者〕（以下、「ジェイクラブ」という。）がパンフレット、ホームページ等に記載することに同意したものとします。

### 2 応募条件

以下をご了承の上、ご応募ください。

- (1) ジェイクラブが指定する形態での納品が可能であること（ラベルの貼付等）
- (2) 輸入通関等に必要な情報・書類を提出できること
- (3) プロモーションに必要な情報等を提供すること
- (4) 当センター及びジェイクラブが成果把握のために実施するアンケートやヒアリングに協力いただけること
- (5) 販売期間中の売れ行きや EC 関連の商戦時期（クリスマス、送料無料キャンペーン等）に併せて実施する販売促進に向けたプロモーション（SNS やメディアを活用したサンプルの配布やキャンペーン対応等）に積極的に参加をすること
- (6) 出品商品の J A Nコードは、出品者が準備をすること。申込時にすでに J A Nコードを取得している際は、再発行は不要。J A Nコード未取得の場合に独自コードをジェイクラブが発行するがそれを利用して管理すること
- (7) 企業名が特定できない形式での本事業結果概要の公表に同意いただけること

### 3 出品承認後の支援取り消し

出品の承認後、申込内容に偽りや瑕疵等その他出品にあたって当該事業に悪影響を及ぼすと当センター、ジェイクラブ、連携先の EC モールが判断した場合、越境 EC モールへの掲載やプロモーション活動等商品に関する一切の支援について取消をすることがあります。なお、取消にかかる一切の損害について、当センターは責任を負いません。

### 4 費用負担

次の費用は出品者の負担になります。

- (1) 出品事業者負担金（10万円）
- (2) ジェイクラブとの委託契約後、ジェイクラブが指定する日本国内の倉庫（大阪市）に発送及び掲載期間終了後返送するための送料
- (3) 国内倉庫に発送した時点で欠損等があった際の交換費用
- (4) その他、ジェイクラブとの委託契約書において合意されたもの

### 5 諸条件の調整



- (1) 発注数量等掲載や販売にあたっての諸条件は、ジェイクラブと出品者間で調整いただきます。プロモーションを行うにあたり、試供用等に商品の無償提供・無償貸与をご相談する可能性がありますのでご協力をお願いいたします。
- (2) 各出品者に割り当てられた越境 EC モールの掲載枠及びプロモーション支援の権利について全部又は一部を第三者に譲渡することはできません。

## 6 出品に関すること

- (1) 出品者は、「商品エントリーシート」に記載した商品の紹介を行うこととします。「エントリーシート」にご記入いただいた内容は、審査委員会をはじめ、パンフレット、越境 EC モール等の商品カタログ作成における基礎データとして使用いたしますので、間違いのないようご記入してください。内容の変更は、当センターが認めた場合を除き、原則変更することができませんのでご注意ください。
- (2) 商品の販売価格設定についてエントリーシートに記載いただく卸値価格に基づき、関税などの諸税などを含めて販売価格を決定します。販売価格に関する諸条件がある場合、エントリーシートに記入する前にご相談ください。
- (3) 返品・返金処理について、成約日から遡って90日程度猶予を頂きます。返金が生じた場合にはご連絡の上ご請求書を発行の上、返金額などお振込みいただく可能性があります。
- (4) 紛争地域や政情不安定な国や地域など物流会社が配送できない国・エリアから注文が入った場合には、ジェイクラブ判断でキャンセル処理することがあります。また、販売できない国や地域がある場合、お申し込み時に除外国指定の項目に国名をご記載ください。
- (5) 在庫数、および購入可能数量などは、ジェイクラブ・参加企業の間で調整させていただきます。
- (6) 出品及び商品販売等に関する契約、義務の履行等は出品者及びジェイクラブとの間で締結された委託契約に係る責任と負担において行うものとします。
- (7) 出品方法は当センター及びジェイクラブの指示に従うこととします。

## 7 免責事項

- (1) 本事業は、ジェイクラブが指定する委託契約で指定する条件にて、越境 EC モール及び連携する EC モールにおいて一定期間販売する事業です。なお、全体事業スキームが変更になる場合があります。
- (2) ジェイクラブとの委託契約は各出品者が行いますが、指定の期日までに契約締結ができない場合は、事業の全部又は一部に参加ができない場合があります。
- (3) 本事業において商品に起因、又はその他これに関連して生じた、若しくは生じたものと主張された傷害、死亡及び物的損害によるあらゆる損失、損害について、当センターは責任を負いません。
- (4) 本事業にて、出品者や購入者が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、当センタ

一はその責任を負いません。

(5) 商品の紛失、破損、破棄、傷み等によって商品を販売できなくなった場合、当センターはその責任を負いません。

(6) 天災、現地の政情その他当センターの責任に帰する事のできない事由により本事業の一部又は全部を中止せざるを得ない場合は、当センターは出品申込受領後であっても、本事業の一部又は全部を変更また中止することがあります。その際、出品者にお支払いいただいた出品事業者負担金輸送費等のキャンセル料、商品の返品、その他経費・損害を当センターは補償しません。